

「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

◆部会開催実績

平成30年12月5日（水）、平成31年1月10日（木）、1月23日（水）
計3回

◆検討内容

第21条～第30条の条文検討

◆検討結果

（委員会の活動）

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置します。

2 委員会は、原則として1日に1委員会の開催とし、傍聴人等に配慮するとともに委員外議員に質疑及び討論の機会を提供するものとします。

3 委員会は、所管事項の審査又は調査を専門的に行うため、小委員会等を設置することができます。小委員会等において委員は、委員相互の自由討論に努めるものとします。

【解説】

- ・閉会中でも、継続して審査及び調査を行うことを記載する。
- ・必要に応じて、連合審査会、分科会を設置することができる旨を記載する。
- ・定例会中及び閉会中の委員会の招集日時公表について記載する。

○見直した主な内容

- ・もとは第24条として考えていたが、条文の構成を考えた結果、並び順を変えて、第21条で記載することとした。
- ・条の標題を「委員会の活動原則」から「委員会の活動」に修正。
- ・他の条の記載と重複する項の削除、文言の整理を行った。

（常任委員会）

第22条 議会は、本会議の議決により付議された議案、請願等を審査し、区の事務を調査するため、次の常任委員会を設置します。

- 一 総務財政委員会
- 二 区民生活委員会
- 三 保健福祉委員会
- 四 都市環境委員会
- 五 文教委員会

2 各委員会の所管事項、委員定数、委員の任期その他委員会に関し必要な基本事項は、別に定めます。

【解説】

- ・委員会中心主義、本会議での審議のために、より詳細な審査を行っていることを記載する。

○見直した主な内容

- ・ 21 条→22 条に変更。
- ・ 付議された事項以外にも委員会の所管事項について調査を行うため、条文を修正した。

修正前	修正後
議会は、本会議の議決により付議された事項を詳細に審査及び調査するため、次の常任委員会を設置します。	議会は、本会議の議決により付議された議案、請願等を審査し、区の事務を調査するため、次の常任委員会を設置します。

(議会運営委員会)

第 23 条 議会は、議会運営の円滑化を図るとともに、議会の運営に関する事項について調査及び審査を行うため、議会運営委員会を設置します。

2 委員定数、委員の任期その他議会運営委員会に関し必要な基本事項は、別に条例で定めます。

【解説】

- ・ 自治法第 109 条第 3 項の規定（議会運営委員会の所管事項）について記載する。
- ・ 理事会について記載する。

○見直した主な内容

- ・ 22 条→23 条に変更。内容は前回の決定どおり。

(特別委員会)

第 24 条 議会は、審査及び調査の充実を図るため、必要に応じて特別委員会を設置します。

2 次の事項については、その重要性に鑑み、議員全員で構成する特別委員会を設置するものとします。

- 一 当初予算の審査について 予算特別委員会
- 二 決算の審査について 決算特別委員会
- 三 その他本会議の議決により必要と認める事項

【解説】

- ・ 現在設置している委員会名を記載する。
- ・ 過去に設置した議員全員が構成員の委員会名を記載する。

○見直した主な内容

- ・ 23 条→24 条に変更。内容は前回の決定どおり。

(その他の会議)

第25条 議会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会等を設置するものとします。

2 前項に規定する協議又は調整の場について必要な事項は、別に会議規則で定めます。

【解説】

- ・ 会議規則で定めている、全員協議会以外の協議・調整の場について記載する。
- ・ 全員協議会については、協議・調整のための開催以外に、区長からの申し入れにより、区の重要な計画改定の説明のために開催されること、開催実績としては区長申し入れによる開催が多いことを記載する。

○見直した主な内容

- ・ 条の標題を「全員協議会」から「その他の会議」に修正。
- ・ 会議規則で規定している「協議又は調整の場」としての会議体について、全員協議会に限らない形で記載することとした。

修正前	修正後
(全員協議会) 議長は、区政に関する諸事項又は議会の運営に関する事項について必要と認めた場合は、協議又は調整を行うため、全員協議会を開催することができます。 2 全員協議会に関し必要な事項は、別に定めます。	(その他の会議) 議会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会等を設置するものとします。 2 前項に規定する協議又は調整の場について必要な事項は、別に会議規則で定めます。

第7章 議会の体制

(議員定数)

第26条 議員定数は、区政の現状、社会情勢の変化、区民意見等を考慮し、別に条例で定めます。

【解説】

- ・ 条例名を記載する。(=杉並区議会議員定数条例)
- ・ 様々な意見がある中、区政の現状、社会情勢、区民意見等を総合的に考え、討議して定数を決定していることを記載する。
- ・ 定数改正の変遷、欠員が生じた際の補欠選挙について説明する。

○見直した主な内容

- ・ 条文の修正はなし。解説の記載を丁寧にし、「区政の現状」、「社会情勢」についての説明を記載したうえで、様々な考え方がある中で決定していることを記載する。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、区政の現状、社会情勢の変化等を考慮するとともに、学識経験を有する者等の意見を参考にし、別に条例で定めます。

【解説】

- ・報酬額決定のプロセスを記載する。

○見直した主な内容

- ・議員報酬の改定提案には、区長提案と議員提案の2通りがある。どちらの場合でもそごが生じないように、条文を修正した。

修正前	修正後
議員報酬は、第三者機関の意見、区政の現状、社会情勢の変化等を考慮し、別に条例で定めます。	議員報酬は、区政の現状、社会情勢の変化等を考慮するとともに、学識経験を有する者等の意見を参考にし、別に条例で定めます。

(政務活動費)

第28条 政務活動費の交付等については、別に条例の定めるところによるものとします。

- 2 会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努め、その用途について区民に対する説明責任を果たさなければなりません。
- 3 議長は、議会の意見を取りまとめ、議会及び議員と利害関係を有しない学識経験を有する者の意見を聴取して、政務活動費の用途基準を定めるものとします。

【解説】

- ・調査検討委員会及び専門委員会の内容、委員会の関係性等について記載する。
- ・専門委員会では、学識経験を有する者として弁護士、公認会計士を委員として意見を聴取していることを記載する。

○見直した主な内容

- ・条文の内容は修正なし。
- ・他の条の表記と合わせるため、第1項を2つの項に分割することとした。

(議会事務局)

第29条 議会に関する事務を処理するため区議会事務局を設置し、必要な事項は別に定めます。

- 2 議会は、議員の政策形成及び政策提言機能を高めるとともに、円滑な議会運営を推進するため、区議会事務局の調査、法務、その他必要な機能の充実を図るものとします。

【解説】

- ・事務局の体制図を記載する。

○見直した主な内容

- ・修正なし

(議会の施設)

第30条 円滑及び適正な議会活動を行うために、杉並区役所本庁舎内に議場、委員会室、議長室及び副議長室、議員控室等を設置します。

【解説】

- ・その他に、議長応接室、応接室、議員会議室、議会図書室、区議会事務局事務室が設置されていることを記載する。
- ・議会図書室は、地方自治法により設置が義務付けられていることを記載する。

○見直した主な内容

- ・主な部屋のみ記載することとし、他の部屋は解説への記載とした。

修正前	修正後
円滑及び適正な議会活動を行うために、杉並区役所中棟に以下の諸室を設置します。 一 議場 二 委員会室 三 議長室及び副議長室 四 議員控室 五 議長応接室 六 応接室 七 議員会議室 八 議会図書室 九 区議会事務局事務室	円滑及び適正な議会活動を行うために、杉並区役所本庁舎内に議場、委員会室、議長室及び副議長室、議員控室等を設置します。

(附則)

- 1 議会は、議会運営がこの条例の目的及び基本理念等に則して行われているか検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて必要の措置をとるものとする。
- 2 この条例は、平成●年●月●日から施行する。